

全労連社会保障闘争本部ニュース

NO.76

全労連社会保障闘争本部発行

2019年3月28日

第4回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会

3回目、最後のヒアリングを行う

厚生労働省内に設置された働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会は4回目の懇談会を3月25日に開催し、3回目となる関係団体への最後のヒアリングを行いました。次回の懇談会開催は4月中旬を予定し、ヒアリングで出された意見まとめをおこない、今後の論点等が議論されることが予測されます。

第3回ヒアリングで意見・実態を述べた団体は以下の通り3団体。一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会（以下介護協議会と略）、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（生活衛生組合と略）、全国コミュニティユニオン連合会（コミュニティユニオンと略）、各団体の意見要旨は次の通りです。

◇ 介護協議会理事・板垣貴宏

協議会は400ほどの介護事業者が加盟している。事業は訪問介護事業がほとんど。4年連続、人手不足が続いている。短時間労働者の属性は訪問介護労働者で、登録型が多い。8～9割が女性、50代が多いが、シングルマザーも多い。1回訪問で「いくら」という報酬体系。報酬は一般の生活水準より低い。社会保険加入に抵抗のある労働者が多く、保険料を支払わないための働き方を選んでいる。しかし、長時間働きたいという人も増え、2極化が生まれている。この前の社会保険適用拡大で、労働者の対応も2極化し労働時間を短縮した人もいる。就労調整の理由は、「手取りを減らしたくない」というもの。このため、労働力不足による採用コストがかかる現象となっている。また、社会保険を適用することによって、勤務シフトを工夫して2交代制とする事業所も増えている。一方、3交代にしたところもある。

社会保険適用の課題は、労働者の定着のためにどうかということ。この業界は、労働者の出入りが激しい。結果として社会保険適用する労働者が増えれば、事務手続きは煩雑化する。希望としては、保険料・税の徴収を統一化して事務負担を減らしてほしい。

また、新たな労働者の動きとして、在宅からサ高住に移る人が増えてきている。介護の派遣に登録して複数の派遣先に訪問している人も増えてきた。

現在、在宅介護は認知症高齢者の対応に苦慮している。地域の小規模多機能施設は「通い・泊り・訪問」の介護事業をおこない、地域の介護の最後のとりでとなっている。こうした中で、「泊り」の職員が不足している。

◇ 生活衛生組合専務理事—伊東明彦

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、政令に基づいて18業種が生活

衛生関係に規定され、この業種は 5 人以上の事業者の社会保険の強制適用は免除されている。組合に加盟している業種は、①すし、②麺類、③中華、④社交、⑤料理、⑥一般飲食、⑦喫茶、⑧食鳥肉、⑨食肉、⑩冰雪、⑪理容、⑫美容、⑬共興、⑭ホテル・旅館、⑮公衆浴場、⑯クリーニング。生活衛生業は約 124 万事業所の 64%が個人事業者で占められ、そのほとんどが従業員 4 人以下の事業所だ。人材確保が難しくなっている状況がありつつも、事業者アンケートでは「不足」と答えたところは 15.4%で、「適正」と答えたところは 56.7%だった。

組合加盟 16 業種の個人事業主の営業利益の現状は、全体平均で 290 万 8 千円、従業員が少ないほど営業利益も少なくなっている。5~9 人の従業員規模では 384 万 8 千円。社会保険の加入が義務付けられた場合、事業主は経営状況にかかわらず保険料の事業主負担を収めなければならない。従業員 5 人が社会保険に加入した場合を推計すると、事業主負担は年間 130 万円になり、経営悪化が懸念される。

また、個人事業主は、自らも店舗に立ち働いている中で、閉店後の事務作業の負担が増えることになる。この結果、適用拡大した場合、常時雇用するものを 4 人以下にする雇用調整が懸念されるが、このことは業務水準の低下を招き、衛生管理がおろそかになる懸念もぬぐえない。人手が減った分を事業主もしくは家族が負担することによって、事業主家族への健康被害も予測され、雇用調整廃業の増加も懸念される。

従業員への給与抑制も考えられる。現状で働く人が社会保険加入によってすべてメリットが受けられるとも思えない。

国家資格である美容師の業界では、美容師養成施設が社会保険事業所以外に生徒を紹介しないという事態も生じており、美容業界においては、「社会保険適用を義務化すべき」という意見もあるが、小規模生活衛生営業者にとっては、社会保険料負担は非現実的と言わざるを得ない。

◇コミュニティユニオン事務局長・関口達矢

短時間労働者の属性として、主婦だけではなく単身者、高齢者、外国人に加えて、昨今では精神障害、メンタル不全であることを開示して就労している場合もあり、より多様化している印象がある。

日々の労働相談では、社会保険加入要件を満たしているにもかかわらず加入していないケースも散見される。例えば、①派遣先で就労を継続しているにもかかわらず、派遣元会社を 2 か月ごとに変え「退職、再就職」という形にして社会保険の加入を免れている。②フードサービス会社を分割して、それぞれ 500 人以下とすることで加入を免れる。③外国人労働者に対して、「社会保険加入を希望しない」書面を作成し、労働者の理解を得ないまま署名・押印させ、未加入を指摘すると「本人が望んでいない」と抗弁する。④産前休暇に入る直前に社会保険未加入であったことに気づき、遡及加入を申し出たが、遡及加入するための保険料負担が高額となるため支払えず、出産手当金の受給が滞っているなど。

一方、社会保険料を負担したくないと就労調整を希望する相談も一定数寄せられている。

個人的な私見だが、企業規模や業種にかかわらず、受け取っている賃金に応じて負担していくことは必要だと思う。社会保険料徴収の基準である標準報酬も上限を設定してしまうと、高額な賃金をもらっている人ほど保険料が割安になってしまっていて問題だ。また、会社の故意・過失にかかわらず遡及して加入する場合、労働者本人に過失があるわけではないので、遡及適用は本人分も含めて会社に支払い義務を負わせることも検討すべきではないか。

現在の社会保障制度は「世帯」として設計されてきた。このため、労働者も社会保障を「世帯単位」で考えているものも少なくなく、社会保険料・税を負担しない働き方をしたいと相談が寄せられることがある。しかし、「相互扶助」の社会保障の考え方を説明すると、比較的多くの人が納得する印象がある。

国が「社会保険の適用拡大」ではなく、「世帯」から「個人」へ転換するという位置づけを明確にして、被保険者の意識を変えていく必要がある。一方、現在、高齢就業者の中には、年金だけでは生活できないという人が少なくない。「保険料を払ってももらえない」と若者の不信感を払しょくしなければ、理解は得にくいだろう。

また、別の懸念として、企業が社会保険適用を逃れるため雇用じゃない働き方を広げようとする動きにも懸念がある。

●情報●

●学童保育「責任重大なのに低待遇」な現場の怒り 3/28 東洋経済オンライン抜粋

<https://toyokeizai.net/articles/-/273222>

小学生の子どもを持つ共働き世帯、1人親世帯にとって、放課後に子どもを預かってくれる学童保育はなくてはならない存在だ。「学童があるおかげで安心して働き続けられる」というのは共通の思い。

学童保育に通う子どもたちは年々増え続けており、待機児童問題も報道されるようになった。学童保育の認知度は上がってきたものの、地域によってその形態は千差万別。多様化という言葉では片付けられない、さまざまな格差が見えてきた。

待機児童問題が解消されないまま、また新年度を迎える。同問題は保育園だけに限ったことではなく、学童保育にも通じること。その理由は、どちらも預けたい子どもたちは増えているのに、現場では人手が足りていないからだ。

■学童指導員 232 人の本音

今回紹介するアンケートは2018年12月～2019年1月に実施。大阪府内の指導員に呼びかけたところ、大阪府を中心に和歌山県、神奈川県など6都道府県232人から回答を得た。

質問内容:指導員として働くうえで困っていること、悩んでいることは? (複数回答、最大3つまで)

- ・待遇 16.1%
- ・課題や困難を抱える子どもへの対応 15.4%
- ・自身の指導員としての能力 14.9%
- ・勤務体制 10.5%
- ・学童保育所運営の「従うべき基準」の事実上撤廃の動き 9.6%
- ・保護者とのコミュニケーション 8.6%
- ・子どもの言動 7.4%
- ・同僚とのコミュニケーション 7.0%
- ・保育内容 4.7%
- ・運営主体の運営方針 2.6%
- ・その他 3.2%

「指導員として働くうえで困っていること、悩んでいること」で最も多かったのは、人手不足の原因とも言われる「待遇」(16.1%)だ。「待遇」についてさらに問うと、「少し不満がある」「とても不満がある」を合わせると7割近くが待遇に不満を持っていた。不満に思う理由で半数近くを占めるのが「給料が安い」。次いで「非正規であること」「昇給がないこと」。

そのほか「資格・経験年数が反映されない」(大阪府・30代女性・民間企業・パート/アルバイト・10～15年)という声や、「給料が安いので今後1人で生活をしていくとなったら難しい。もう少し待遇がよくなればもっと続けていきたい」(大阪府・20代女性・保護者会・常勤・1年未満)という切実な願いがあった。

「退職金制度がない。1年雇用で毎年更新してきた。管理職もおらず非常勤しかいない現場で、子どもたちの命を預かり責任が重い仕事をしている。軽視されすぎだといつも感じている」（大阪府・40代女性・公立公営・非常勤・21年以上）という指摘も。

■「従うべき基準」撤廃への不安

不安の第5位「学童保育所運営の『従うべき基準』の事実上の撤廃」の従うべき基準は、2015年の子ども・子育て支援制度の中でスタート。1カ所40人につき指導員は2人以上、うち1人は都道府県の研修を受けた「放課後児童支援員」であることが義務化された。

しかし、基準を満たす指導員を確保することが難しいという一部地方自治体の声に応じて、政府は事実上の基準の撤廃を閣議決定した。今後は、所定の研修を受けていない職員1人でも可能となり、自治体の判断に委ねられることになる

具体的に不安を感じることを聞いたところ、「無資格者が1人で保育する環境が生まれ、子どもたちのケガや病気の対応が困難になる。一人ひとりの子どもや家庭との関わりが十分にできなくなる。

指導員の働く環境として、トイレにも行けない、休憩すら取るなど言われているようだ。緊急時に複数で相談したり確認することで安全性を保ってきたが、その体制自体が崩れてしまう」（大阪府・40代女性・公立公営・非常勤・16～20年）、「災害時に子どもの安全を守れない」（大阪府・30代男性・保護者会・常勤・1～3年）など、子どもたちの安心・安全を危惧する声が目立った。

「今の『子ども50人に対して指導員2人』という自治体の独自基準にも疑問があるのに、さらに基準が下げられると指導員として仕事の責任を果たせない」（大阪府・30代男性・公立公営・任期付短時間・10～15年）という声や、「学童がどんどこままったくわからず、机上だけで決めている。子どもたちをモノとしてしか見ていないのか！ 特にケアが必要な子どもたちには丁寧な保育が必要!!」（大阪府・40代女性・公立公営・非常勤・21年以上）という怒りの声も。

●消費増税で「家計見直す」6割＝減らすのは「食費」が最多—時事世論調査 3/24

時事通信が実施した「生活のゆとりに関する世論調査」で、58.5%が「ゆとりを感じていない」と回答したことが分かった。前年の同じ調査から3.0ポイント増だった。10月に予定される消費税率の10%への引き上げに際して「家計を見直す」と答えた人も57.2%に上った。

生活全体にゆとりを感じるかについては、「感じている」6.9%、「どちらかと言えば感じている」32.9%の計39.8%に対し、「感じていない」21.4%、「どちらかと言えば感じていない」37.1%で、合計は前年比3.0ポイント増の58.5%となった。

消費税引き上げで家計の支出を見直すかを聞いたところ、「見直す」が57.2%、「見直さない」が37.2%だった。見直すは男性49.3%に対して女性65.5%で、増税が家計に与える影響を女性の方が深刻に受け止めていた。

また、内閣支持との関連を見ると、支持する人でも過半数の51.2%、支持しない人では62.7%、支持するかどうか分からない人の60.3%が「家計を見直す」と回答した。

見直すという人に具体的な内容を幾つかの項目を挙げて複数回答で聞いたところ、最多は「食費」の59.4%。次が「外食、旅行などの娯楽費」39.5%、「水道光熱費」37.6%、「携帯電話やインターネットなどの通信費」31.2%、「衣料品や宝飾品の購入費」31.0%などが目立った。

調査は2月8～11日、全国の18歳以上の男女2000人を対象に個別面接方式で実施。有効回収率は61.1%。